

和歌山県宿泊施設開設促進奨励金制度 (概要版)

一定の要件を満たす高級宿泊施設を、和歌山県内に新たに開設した場合、奨励金を交付します。

誘致対象企業の要件

全て満たす	正社員数21人以上で、直近3ヶ年における年間平均売上高が2億5,000万円以上であること ※宿泊施設の運営形態において所有者等と運営者等を分離する場合は、所有者等には当該要件を適用しない
	過去5年以内に重大な法令違反、反社会的行為をしていないこと
	環境保全、労働環境の向上、地域社会への貢献について十分な実績と能力を有すること ※新設企業においては、これらの項目にかかる取組計画を明確に設定すること
	安定した雇用機会の創出、地域経済産業の活性化に寄与すること
	消費税及び地方消費税、並びに和歌山県税に未納がないこと

新規に開設する宿泊施設の要件

【要件1】～【要件6】全ての要件を満たすことが必要

【要件1】 次のいずれかに該当すること

- ラグジュアリーホテル
・・・過去5年以内に下記いずれかの格付け機関から高い評価を受けたホテルブランドを使用

格付け機関	格付け
フォーブス・トラベルガイド	5つ星 4つ星
ミシュランガイド	5レッドパピリオン / 5パピリオン 4レッドパピリオン / 4パピリオン

- 高級ホテル、高級旅館その他の宿泊施設
・・・下記ア～ウいずれかに該当する宿泊施設であるとともに、要件を満たす客室の床面積の合計が、宿泊施設全体の客室の床面積の4分の1以上であること

	1客室あたりの床面積	1泊あたりの金額（精算時料金（※））
ア	40㎡以上	1人あたり3万円以上
イ	60㎡以上	1室(1棟)あたり10万円以上
ウ	40㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ☆ $\left\{ \begin{array}{l} \cdot \text{宴会場 (1室あたり300㎡以上)} \\ \cdot \text{会議室 (1室あたり300㎡以上)} \\ \cdot \text{プール (150㎡以上)} \end{array} \right\}$ のうちいずれかの施設 ☆ レストラン ☆ ルームサービス

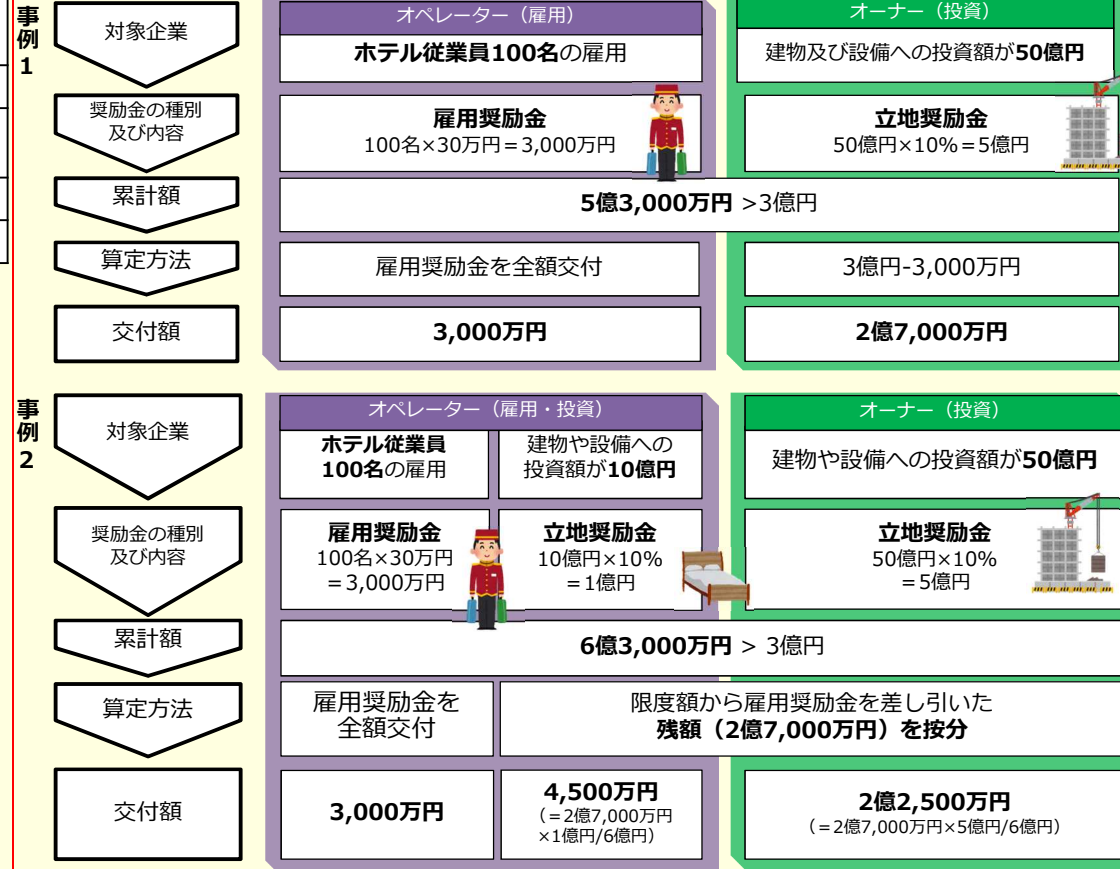
(※) 精算時料金・・・客室料金及び宿泊施設内での飲食等に利用した料金で、利用客の特定が可能な料金の合計のことをいう（消費税、地方消費税その他の税及びサービス料を含む）

- 【要件2】 宿泊施設における建物や設備への投資額の合計が1億円以上であること
- 【要件3】 全客室においてWi-Fiによるインターネット接続サービスが無料で利用可能であること
- 【要件4】 宿泊施設内の案内標識及びホームページを複数の言語により表示すること
- 【要件5】 外国語による対応が可能な従業員を雇用すること
- 【要件6】 宿泊施設における従業員（正社員）を10人以上雇用すること

奨励金交付対象企業、奨励金の額及び限度額

種別	交付対象企業	奨励金の額	限度額
雇用奨励金	宿泊施設における従業員（正社員）を雇用した企業	宿泊施設における雇用従業員（正社員）数 × 30万円	3億円
立地奨励金	宿泊施設における建物や設備に投資を行った企業	宿泊施設の新設等に伴う建物及び償却資産の取得に要する費用（リース料を含む）の10% ※土地代、消費税及び地方消費税は対象外	

主な事例



※注意事項

- 当奨励金制度の適用は、2022年12月18日までに和歌山県及び関係市町村と立地協定を締結した場合に限りです。
- 当奨励金の交付を受けるには、宿泊施設を開業し1年を経過したのちに交付申請を行うことが必要です。なお、審査の結果、当奨励金の交付要件を満たしていない場合は、奨励金の交付を受けることが出来ません。
- 当奨励金の交付を受けた者は、宿泊施設開業後10年間は左記宿泊施設の要件を維持するよう努めていただきます。また、開業後10年以内に当該宿泊施設を閉鎖、または他の用途に使用するために譲渡する等を行った場合は、当奨励金をご返金いただきます。
- 新規開設時に奨励金の交付を受けた者が、開業から3年以内に宿泊施設を計画的に増築し、併せて従業員（正社員）を追加採用する場合は、当該増築部分への投資額及び追加雇用者数についても限度額の範囲内において各奨励金の対象となります。
- 特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)第2条第1項第5号に基づき整備される宿泊施設については、当奨励金の対象外となります。
- その他、当奨励金制度の詳細につきましては、「和歌山県宿泊施設開設促進奨励金交付要綱」にてご確認ください。